

令和 7 年 度 「 介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 （ 新 加 算 ） 及 び 人 材 確 保 ・ 職 場 環 境 改 善 等 支 援 補 助 金 」 に よ る 賃 金 改 善 に つ い て

・加算を受給する介護サービス

サービス名	サービス提供体制加算の届出区分 (キャリアパス要件Ⅴ)	「加算算定区分」令和7年4月～令和8年3月		「補助金算定区分」令和6年12月	
		新加算区分	加 算 率	補助金支給要件	支援補助金交付率
介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算Ⅱ	加算Ⅰ	14.00%	・介護サービス別及び担当フロア毎に業務役割表を作成し、業務改善活動委員会等による定例会議を実施し、現場の課題を提案、改善に取り組んでいます。	8.30%
短期入所生活介護（介護予防含）	サービス提供体制強化加算Ⅱ	加算Ⅰ	14.00%		8.30%
通所介護（総合事業含）		加算Ⅱ	9.00%		6.40%
訪問介護（総合事業含）	特定事業所加算Ⅱ	加算Ⅰ	24.50%		10.50%
地域密着型介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ	加算Ⅰ	14.00%		8.30%

・加算要件（キャリアパス要件・職場環境要件・見える化要件）

キャリアパス要件について		Ⅰ	介護職員の任用における職位、職責、又は職務内容等を定め、それに応じた賃金体系を定めている。
		Ⅱ	研修計画書により機会を確保、周知し、意見交換しながら介護職員の資質向上を図っている。
		Ⅲ	勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みを設けています。
		Ⅳ	加算による賃金改善後の賃金要件を満たす介護職員が14名います。
		Ⅴ	上記「サービス提供体制加算の届出区分」介護福祉士等の配置状況により加算算定要件が定められています。
職場環境要件について	入職促進	経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用と中学生等職場体験の受入及び地域行事への参加等広く啓蒙活動し、自身が働く事業所を勧めて就業に繋いでいる。	
	資質の向上	実務者研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、ケアマネジメント研修等費用を支出し受講支援をしている。	
	両立支援	労務管理士と連携し、育児、介護休業や有休の取得に努め、産業医による心身の相談を行っている。	
	健康管理	短時間職員も含め当法人全職員に定期健康診断及びストレスチェックを実施している。	
	業務改善	タブレット端末等ICTの活用や洗濯、掃除等に従事する介助員を雇入れ業務負担の軽減を実施している。	
	やりがいの醸成	主任者会議、全体会議、処遇、給食会議等を定期的に行い、勤務環境やケア内容の改善に努めている。	
見える化要件について		ホームページへの掲載を実施している。	

・平成会賃金改善対象者

①経験・技能のある介護職員	勤続10年（同業種、同職種に限り他事業所での介護経験年数〔勤務内容により1～1/2の範囲〕含む）も以上の介護福祉士取得者
②その他の介護職員	①以外の介護職員
③その他の職員	嘱託医、管理宿直専門員を除く、加算対象サービス事業所に勤務する①、②以外の全ての職員

・加算、支援金による賃金改善内容

賃 金 改 善 項 目	賃金改善対象者（賞与、手当は算定期間の勤務率により支給）		
	①経験・技能のある介護職員	②その他の介護職員	③その他の職員
本俸等	月額による支給（加算により令和7年7～8年6月支給）		
特別賞与	令和7年12月及び令和8年6月賞与支給時に支給		
調整手当（固定 ベースアップ）	月額による支給（加算により令和7年7月～8年6月支給）		
調整手当（固定外）	令和7年7月に一時金として支給（支援補助金により）		

＊ 加算対象外の居宅職員及び③その他職員のうち、加算による賃金改善対象外となる職員については法人負担により賃金改善額と同様に支給する。

・賃金改善の実施期間

加算による実施期間は令和7年7月から令和8年6月まで（加算の状況により賃金改善額は変更することがあります）

＊ 来年以降も介護職員等処遇改善加算等の算定を予定しておりますが、加算の算定状況により本賃金改善は減額又は終了となります。